

ID: 62

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

| | | | |
|---|--------------------|----------------|-------|
| 処分の概要 | 指定記念物の現状変更等の許可 | | |
| 例規名 根拠条項 | 柴田町文化財保護条例 第38条第1項 | | |
| 例規番号 | 昭和43年条例第6号 | | |
| 【基準】 | | | |
| 第38条の規定による。 (現状変更等の制限) | | | |
| 第38条 指定記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合その他教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。 | | | |
| 2 第17条第2項の規定は、前項の許可を与える場合について準用する。 | | | |
| 3 第17条第3項の規定は、前項において準用する同条第2項の規定により前項の許可に付した条件に従わなかった場合について準用する。 | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年12月28日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |